

女性活躍推進法等説明会のご案内

女性活躍推進法が平成27年8月28日に成立しました。

これにより、301人以上の労働者を雇用する企業は、平成28年4月1日までに、①自社の女性労働者の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出・社内周知・公表、③自社の女性の活躍に関する情報公表などを行うことが必要となります（300人以下の企業は努力義務です）。

そこで、佐賀労働局では、女性活躍推進法の内容や行動計画策定方法などについて、下記の通り説明会を開催いたします。

事業主・人事労務担当者等関係者の皆様は、ぜひご参加ください！

●日時 平成27年12月3日（木）13:30～15:30

●場所 佐賀勤労者総合福祉センター（メートプラザ）
（佐賀市兵庫北3丁目8-40）

●内容

- ・女性活躍推進法について
女性活躍推進法の内容と、事業主が対応すべき事項について、ご説明いたします。
また、女性の活躍の把握状況・課題分析、行動計画策定を簡単に行える「行動計画策定支援ツール」とその活用方法について、ご紹介いたします。
- ・女性活躍加速化助成金等について

※説明会終了後、個別相談を受け付けます

●定員 200名



主催 佐賀労働局

参加料 無料

申込み方法 下記の申込書に必要事項をご記入の上、11月26日（木）までに郵送、FAX等でお申し込みください。定員になり次第締め切らせていただきます。

申込み先 佐賀労働局雇用均等室

〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎7階

FAX 0952-32-7224 TEL 0952-32-7218

「女性活躍推進法等説明会」参加申込書 (FAX : 0952-32-7224)

事業所名	
所在地	(TEL)
参加者氏名 ・ 役職	

※ご記入いただきました情報は、本説明会の事業以外には使用いたしません。